



## 「雇用保険の適用拡大等」

### 平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者については「**高年齢被保険者**」として雇用保険の適用対象となります。年齢の上限はありません  
(平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」となっている場合を除き65歳以上の労働者は適用除外) こんな場合です。

- ① 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した。  
→ 雇用した日の属する月の翌月10日までに資格取得の届出をする。  
(1週間の所定労働時間20時間以上、31日以上の雇用見込みがある)



- ② 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している。  
→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、**平成29年3月31日までに**届出をする。  
↑(提出期限の特例)

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに届出をする。

- ★①適用要件に該当するかどうかはいつの時点で判断するのか？  
→ 平成29年1月1日時点で判断します。
- ★②労働者が雇用保険の適用を希望しない場合はどうすればよいの？  
→ 事業主や労働者の希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば必ず適用となります。
- ★③平成28年12月末までに退職した場合は？  
→ 手続きは不要です。
- ★④平成29年3月31日までの届出をする前に退職した場合は、  
→ 平成29年1月1日から退職までの間は雇用保険の被保険者となりますので、被保険者でなくなった日の翌日から10日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届に雇用保険被保険者資格取得届も添えて提出します。

- ③ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続雇用している  
→ **自動的に高年齢被保険者となります。届出は不要！！**

「**高年齢被保険者**」は、高年齢求職者給付金、育児・介護休業給付金、教育訓練給付金の対象となります。また、離職した場合には、**受給要件を満たすごとに高年齢求職者給付金が支給**されます。

★雇用保険料の徴収は、平成31年度までは免除 となります。

## 「短時間労働者への健保厚年適用拡大等」

### 平成28年10月より短時間労働者に対する健保・厚年の適用拡大が始まりました。

一般的に週30時間以上働く方が厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入の対象でしたが、従業員が50人以上の企業や団体(特定適用事業所)について、週20時間以上働く方などにも対象が広がりました。

これにより、特定適用事業所の届出、特定適用事業所勤務の短時間労働者の資格取得届出が必要となり、健康保険料額表欄に「58000円等級」が追加され、健保・厚年資格取得時3/4基準の明確化も始まりました。

注意点は、短時間労働者で特別支給老齢厚生年金を受給している人は、在職老齢年金受給者となり、給与と賞与の額によっては、年金の在職支給停止に該当する場合もでてくることです。

また、特別支給老齢厚生年金受給者には長期加入者と障害者特例措置対象者がいますが、経過措置があり、定額部分は支給停止とはなりません、ただし届出が必要です。